ベトナム社会主義共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してベトナム社会主義共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してベトナム社会主義共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金

ベトナム社会主義共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びベトナム社会主義共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正に、かつ、効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

ベトナム社会主義共和国政府は、情報源及び資料の出所を公正に取り扱うことを確保しつつ、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報（腐敗行為に関するものを含む。）

両政府は、この了解から、又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をベトナム社会主義共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十六年三月三十一日にハノイで

ベトナム社会主義共和国駐在

日本国特命全権大使　深田博史

ベトナム社会主義共和国

計画・投資大臣

ブイ・クアン・ヴィン閣下

（ベトナム側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をベトナム社会主義共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十六年三月三十一日にハノイで

ベトナム社会主義共和国

計画・投資大臣

ブイ・クアン・ヴィン

ベトナム社会主義共和国駐在

日本国特命全権大使　深田博史閣下

○外務省告示第百五十二号

昭和四十八年三月三日にワシントンで作成された「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」（以下「条約」という。）附属書Ⅲは、条約第十六条の規定に従い、次のように改正され、その改正は、平成二十八年五月九日に効力を生じた。

（平成二十八年二月九日付け条約事務局通告）

平成二十八年五月九日

外務大臣　岸田　文雄

附属書Ⅲ

植物界まめ科（アフロルモシア、パナマ・ローズウッド、ブラジリアン・ローズウッド、レッドサンダー）の「ディプテリュクス・パナメンシス（コスタリカ、ニカラグア）」の次に「プテロカルプス・エリナケウス(#1)（セネガル）」を加える。

植物界せんだん科（マホガニー類、セドロ）の「ケドレラ・フィスシィリス(#5)」に対応する国名欄中「ボリビア」の上に「ブラジル、」を加え、同科「ケドレラ・リルロイ(#5)」に対応する国名欄中「ボリビア」の上に「ブラジル、」を加える。

○農林水産省告示第千百五十八号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号。以下「施行規則」という。）第九条第一項並びに農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第四項に規定する調整額及び同法第四条第二項の規定に基づく交付金の金額の算定に関する省令（平成十八年農林水産省令第七十二号。以下「算定省令」という。）第三条及び第四条第一号の規定に基づき、平成二十八年度に交付する農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第四条第一項の交付金に係る施行規則第九条第一項の農林水産大臣が定める収入減少影響緩和対象農産物の単位面積当たりの収入額及び収穫量並びに算定省令第三条の農林水産大臣が定める収入減少影響緩和対象農産物の単位面積当たりの収穫量及び標準的な収穫量並びに算定省令第四条第一号の農林水産大臣が定める収入減少影響緩和対象農産物の数量当たりの価額を次のように定める。

平成二十八年五月九日

農林水産大臣　森山　**裕**

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局経営政策課経営安定対策室、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百四十一号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十八条の三十の三第二項において準用する同法第五十八条の二十二の規定に基づく指定保安検査機関の事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第七十四条の二第一項第三号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十八年五月九日

経済産業大臣　林　幹雄

名称	変更前後別	保安検査を行う事業所の名称及び所在地
ガスプラント株式会社	前	ガスプラント株式会社　東京都練馬区中村一丁目八番十二号
	後	ガスプラント株式会社　東京都東久留米市中央町四丁目十四番二十五号

○国土交通省告示第七百二十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、北九州都市計画事業城野駅北土地区画整理事業の事業計画の変更について、その関係図書を次のように縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年五月九日

国土交通大臣　石井　啓一

一　縦覧開始の日　平成二十八年五月十日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　福岡県北九州市小倉北区片野四丁目二十番三号　独立行政法人都市再生機構九州支社城野都市再生事務所

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○農林水産省告示第千百五十九号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号）第十条第一項の規定に基づき、平成二十九年度に交付する農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第四条第一項の交付金に係る同令第十条第一項の農林水産大臣が定める収入減少影響緩和対象農産物の単位面積当たりの標準的な収入額を次のように定める。

平成二十八年五月九日

農林水産大臣　森山　**裕**

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局経営政策課経営安定対策室、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年五月九日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県小林市野尻町東麓字大平山五八八四の八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅